

(写)

6豊監発第153号  
令和7年3月31日

豊島区長 様  
豊島区議会議長 様  
豊島区教育委員会教育長 様  
豊島区選挙管理委員会委員長 様

豊島区監査委員 小沼博靖  
同 中川貞枝  
同 鈴木善和  
同 星京子  
(公印省略)

令和7年度監査計画について（通知）

令和7年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

# 令和7年度 監査計画

## 【1】 監査基本方針

令和7年度一般会計当初予算は、1,705億93百万円、前年度比11.5%（176億58百万円）の増となり、過去最大の予算規模となった。特別会計を含めた総財政規模は、2,309億39百万円、前年比8.9%（188億89百万円）の増となり、一般会計と同様に、過去最大の予算規模である。

歳入面では、特別区民税をはじめとして順調な収入を見込む一方、歳出面では行政サービスの維持向上のための様々な経費が上積みされた予算編成となった。

とりわけ投資的経費においては、今後数十年にわたり、学校改築や老朽化施設の改築・改修、池袋周辺地区の大規模再開発事業、道路や橋梁などの大規模インフラの整備が計画されており、投資的経費は過去最高水準で推移することが見込まれている。

また、区政を取り巻く環境を見れば、デジタル社会の急速な進展、物価や工事関係経費の高騰等社会経済は目まぐるしく変化している状況にある。

財政の健全性を維持しながら、急激な社会経済の変化に対する柔軟性を保持し、将来への投資を行い、区民ニーズに的確に対応するには、全庁が組織力をレベルアップさせる必要がある。

さらに、令和7年度は、新「基本構想」「基本計画」がスタートする極めて重要な一年であり、地方自治法に基づく内部統制の本格実施により、一層のガバナンス強化に取り組むことも求められている。

以上の点を踏まえ、事務事業の経済性・効率性・有効性・リスクへの対応状況などに着目し、以下のとおり令和7年度における監査基本方針を定める。

### 1. 合規性の観点からの監査

区の事務事業や予算執行が、法令等に基づき適正に行われているかという「合規性」の観点から監査を実施する。

### 2. 経済性・効率性・有効性の観点からの監査

最適な事務執行やコストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果（VFM：Value For Money）をあげているかという「経済性」（Economy）・「効率性」（Efficiency）の観点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」（Effectiveness）の観点、いわゆる3E監査の観点から監査を実施する。

### 3. 「指導」に重点をおいた監査

監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点をおく。

また、不適正な事務処理に対しては、その背景や原因等が確認されたうえで是正・改善されることはもとより、類似事案の再発防止が図られるよう、各所管部局において「内部統制の整備・運用」に留意した対応がなされているかなどの視点に重点をおき、監査を実施する。

#### 4. 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、是正・改善等の措置を講ずべき事項については、監査結果報告書において所管課を明示する。状況に応じて、当該事務を担当した課に加え、当該事務の総合調整を担当する課も併せて明示する。

また、監査の実施に際しては、過去の監査結果に対する是正・改善状況等に関し各所管課からの報告を受け、必要に応じて更なる「是正・改善」を求めるなど、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを実施する。

なお、過年度の措置状況報告書において、「検討中」あるいは「予定」と監査委員へ報告がなされたもの等については、その後の対応状況を引き続き確認する。

#### 5. 監査結果報告書の充実

監査結果報告書の記載は、区民にわかりやすい表現に努め、内容を充実させるとともに、豊島区公式ホームページ等において迅速に提供する。

## 【2】 監査実施方針

令和7年度に実施する各監査の「監査実施方針」は、次に定めるところによるものとする。

なお、各監査の具体的な実施内容、実施方法及び監査の視点等は、別途、各監査において通知する。

### 1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、区の事務事業における財務等の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、「合規性」の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業の成果及び経費執行状況の適正性についても監査の対象とする。

なお、定期監査は、次に示すとおり「部局監査」と「施設監査」に区分して実施する。

#### (1) 部局監査

##### ① 監査の対象部局

監査の対象は全ての部課とし、事務監査及び監査委員監査ともに課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として実施する。

##### ② 監査の実施時期

事務監査を4月から6月、監査委員監査を7月から8月にかけて実施する。

### ③ 監査の対象範囲

監査の対象は、原則として令和6年度の事務事業全般とし、また、決算審査を効率的・効果的に実施するため、部局監査における監査を実質的な決算審査として位置づけ、決算審査と一体的に実施する。

### ④ 監査の着眼点

各所管課が実施している事務事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、予算執行、収入、支出、契約及び施設管理業務等が法令等の定めに従って適正・適切に行われているかなどを観点とする。

さらに、過去の監査結果において「指摘」、「指導」及び「意見・要望」の対象となった事項が、その後、改善され、適正・適切に執行・処理されているかなどの観点から監査を実施する。

## (2) 施設監査（区営施設）

### ① 監査の対象

保育園、小学校、中学校、幼稚園及び子どもスキップを主たる対象とし、可能な限り地域ごとに実施する。

また、上記施設に加え、各年度、公の施設及び行政機関の中から、必要な施設を抽出し、実施する。

なお、令和7年度における監査の対象施設は、【別紙1】のとおりとする。

### ② 監査の実施時期

事務監査を6月、監査委員監査を6月から7月にかけて実施する。

### ③ 監査の実施方法

小学校及び中学校については、監査委員による実地監査と事務監査を同日に並行して実施する。

その他の施設については、監査委員による実地監査を実施するほか、別途、日程を定めて事務監査を実施する。

### ④ 監査の観点

当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、また、施設・設備等の維持管理、入金や資金前渡金等の現金管理が適正・適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

## 2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

### (1) 審査の対象

区長から審査に付される令和6年度各会計歳入歳出決算を対象とし、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連性を持たせて実施する。

### (2) 審査の実施時期

監査委員監査を8月に実施する。4月から8月に実施する定期監査を併せて実質的な審査と位置づける。

### (3) 審査の観点

会計管理者が調製する各会計決算の計数が適正であるかなどの観点から形式審査を行うとともに、予算執行、資金運用、財産管理及び財政運営の状況について分析し、違法・不当な収支がなされていないかなどの観点から実質審査を行う。

## 3. 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項)

### (1) 審査の対象

区長から審査に付される令和6年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標）及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であるかについて審査する。

### (2) 審査の実施時期

事務審査及び監査委員審査を7月から8月にかけて実施する。

### (3) 審査の観点

審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、実施する。

また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかについて審査する。

## 4. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

### (1) 監査の対象

監査委員協議により別途決定する。

### (2) 監査の実施時期

事務監査を11月、監査委員監査を1月とする。

### (3) 監査の観点

区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、または各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「合規性」・「経済性」・「効率性」・「有効性」等の観点から実施する。

## 5. 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

### (1) 監査の対象

監査を効率的、効果的に実施するため、工事の種別、用途、構造及び契約内容等を考慮し、監査委員の協議により、次の①及び②の中から監査対象工事（工事

の実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。)を選定する。

- ① 令和6年度に実施・完了した工事(令和5年度以前から引続きの工事を含む。)
- ② 令和7年度に実施・完了した工事または進行中の工事(令和6年度以前から引続きの工事を含む。)

## (2) 監査の実施時期

事務監査を11月、監査委員監査を12月とする。

なお、監査対象工事のうち監査委員の指定する工事について、専門的見地から技術的内容を確認するために、技術士による調査を適時実施する。

## (3) 監査の観点

設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正・適切に行われているかを主眼とし、併せて「合規性」、「安全性」、「経済性」、「効率性」及び「有効性」の観点から監査を実施する。

## 6. 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項)

### (1) 監査の対象

監査の対象は、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の管理を行う指定管理者とし、原則として令和6年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。

令和7年度に実施する監査の対象は、【別紙2】のとおりとする。

なお、外郭団体に対する区の対応については、これまでの監査結果報告の内容を踏まえ適宜確認する。

### (2) 監査の実施時期

事務監査を10月及び11月、監査委員監査を11月及び12月とする。

事務監査においては、監査対象団体の決算に対する会計分析を強化し監査を充実させるため、公認会計士による専門的な視点から会計帳簿等財務関係書類の検査を併せて実施する。

なお、監査対象区分ごとの監査実施間隔の目安は、次のとおりとする。

#### ① 出資団体

出資団体については、原則として4年に1回とする。

#### ② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、団体の運営費補助(人件費補助を含む)を受けている団体(出資団体その他の外郭団体及び指定管理者に限る)を対象に原則として4年に1回とする。

#### ③ 指定管理者

指定管理者については、指定管理期間が終了または更新を迎えるまでに少なくとも1回は実施する。

### (3) 監査の観点

#### ① 出資団体

出資団体については、事業運営に係る出納その他の事務が出資等の目的に沿って適正・適切に行われているか、会計経理等が適正・適切に行われているか、経営・財務状態が良好であるかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該団体に対して適切な指導・監督を行っているかなどについて監査を実施する。

#### ② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が補助金等の交付手続き及び補助対象事業に関する指導・監督を適切に行っているかなどについて監査を実施する。

#### ③ 指定管理者

指定管理者については、公の施設の管理に係る出納その他の事務が協定に基づき適正・適切に行われているか、収支に係る会計経理が適正・適切に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該指定管理者に対して適切な指導・監督を行っているか、当該施設の管理経費を適正・適切に算定しているかなどについて監査を実施する。

## 7. 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

### (1) 監査の対象

会計管理室で保管する現金の残高及び関係計数、基金を含む資金の運用状況等。

### (2) 監査の実施時期

事務監査、監査委員監査及び会計管理室による概要説明徴取を毎月、期日を定め実施する。

### (3) 監査の観点

現金の残高及び関係計数の正確性、現金の保管・出納事務が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

なお、検査に先立ち事務局職員が現金出納に係る証拠書類を照合し、出納事務が適正に行われているかを確認する。

## 8. 内部統制評価報告書の審査

本年度は内部統制制度導入の初年度にあたり、本年度実施する内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価報告書については次年度に作成及び提出されることとなるため、本年度においては、監査委員による報告書の審査は行わない。

ただし、評価項目や評価方法等の検討に当たり必要に応じて内部統制担当部局と意見交換等を実施する。

## 9. 施設等の視察

今後の監査の参考とするため、監査委員による施設等の視察を行う。

### (1) 視察の対象

監査委員協議により別途決定する。

### (2) 視察の実施時期

監査委員協議により別途決定する。

## 【3】令和7年度の監査日程

年間の監査日程は、「令和7年度監査実施日程表」【別紙3】による。

なお、議会日程等により変更する場合があります、その際は別途、通知する。

## 令和7年度 定期監査（施設監査）を実施する対象施設一覧

監査対象施設等	監査対象部局
保育園（2園） 西巣鴨第三、西池袋第二	子ども家庭部 保育課
小学校（3校） 池袋第一、池袋本町、要  中学校（1校） 池袋  子どもスキップ（3施設） 池袋第一、池袋本町、要	教育委員会事務局・教育部 庶務課 学務課 放課後対策課 学校施設課
公園管理事務所 千早フラワー公園 南長崎はらっぱ公園	都市整備部公園緑地課

## 令和7年度 財政援助団体等監査を実施する対象団体等一覧

監査対象団体等		監査対象部局
1	東京広域勤労者サービスセンター 【監査対象区分】出資団体 補助金等交付団体	産業観光部 産業振興課
2	豊島区民社会福祉協議会 【監査対象区分】補助金等交付団体	福祉部 福祉総務課
3	豊島区スポーツパートナーズ 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：南長崎中央公園スポーツセンター	文化スポーツ部 生涯学習・スポーツ課 都市整備部 土木管理課 公園緑地課
4	日比谷アメニス・NTT都市開発ビルサービス 共同事業体 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：としまみどりの防災公園	都市整備部 公園緑地課
5	外郭団体及び指定管理者制度に係る区の主管課 として監査対象とする。	政策経営部 行政経営課

